

JA だより みづま

2019
10 月号
No.427

三潯町農業協同組合



今月の表紙 「上手に出来た!!」親子料理教室



10月1日
スタート!

消費税の「軽減税率制度」とは？

2019年10月から消費税が変わります。消費税率が10%に引き上げられるとともに「軽減税率制度」が導入されます。全ての事業者に関係のある制度です！

JA全中・JAまちづくり情報センター
顧問税理士 柴原 一

消費税の概要と今後の改正スケジュール

消費税（地方消費税含む、以下同じ）とは、物の売買やサービスの提供など「取引」にかかる税金です。なお、「土地の譲渡、貸し付け」「有価証券等の譲渡等」「住宅の貸し付け」などの取引は非課税になっています。消費税を負担するのは消費者ですが納税は事業者が行います。ただし、原則として、前々期（個人事業者は前々年）の課税売上が1000万円以下の小規模事業者に関しては消費税の納税義務が免除されています。

消費税の納税額は、原則として売り上げの際に預かった消費税額から、仕入れの際に支払った消費税額を控除（仕入税額控除）した金額となります。消費税率は2019年9月30日までは8%（うち地方消費税率1.7%）ですが、同年10月1日からは、消費税率が10%（うち地方消費税率2.2%）に引き上げられるとともに「軽減税率制度」が導入されます。また、2019年10月1日から2023年9月30日までの暫定的措置として「区分記載請求書等保存方式」が導入されます。

▶図1 消費税改正スケジュール

「適格請求書等保存方式」においては、後述するように適格請求書発行事業者の登録を受け、発行する請求書に登録番号を記入する必要があります。この登録受付は2021年10月1日以降になります

	2019年10月	2021年10月	2023年10月	2026年10月	2029年10月
消費税率	8% (国6.3%、地方1.7%)	標準税率 ————— 10%(国7.8%、地方2.2%) 軽減税率(飲食料品など) ————— 8%(国6.24%、地方1.76%)			
仕入税額 控除要件	請求書保存方式 ※免税事業者からの 仕入税額控除可	区分記載請求書等保存方式 ※免税事業者からの 仕入税額控除可	適格請求書等保存方式 (インボイス方式) ※免税事業者からの 仕入税額控除不可		
事業者 登録			免税事業者からの 課税仕入に係る経過措置 80%控除 50%控除		
			適格請求書発行事業者 申請受付・登録開始		

消費税の軽減税率制度

消費税の軽減税率制度は、軽減税率対象品目について税率を8%（国税6.24%、地方消費税1.76%）にするというものです。軽減税率対象品目は、飲食料品および定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞です。ただし、飲食料品のうち酒類および外食サービスを伴う物については、軽減税率は適用されません。

農家の方が取り扱う農産物や付随サービスに対する主な軽減税率（8%）対象品目と標準税率（10%）品目は次の通りです（図2）。

▶図2 主な軽減税率対象品目と標準税率品目

軽減税率（8%適用）

- 米 ●酒米 ●野菜 ●果物 ●花（食用） ●製菓材料の種子 ●食肉
- 農家レストランの弁当の「持ち帰り販売」
- 送料（農産物価格に含まれている場合）
- 包装代（農産物価格に含まれている場合）
- イチゴ狩りで取ったイチゴを土産用に販売

標準税率（10%適用）

- 飼料用米 ●種もみ ●日本酒 ●花（観賞用） ●栽培用の種子 ●苗木
- 肉用牛などの生きた家畜 ●農家レストラン内での飲食（外食）
- ケータリング（相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供）
- 送料（農産物と別に請求する場合）
- イチゴ狩りの入園料販売など手数料

区分記載請求書等保存方式

消費税の計算は帳簿方式といって帳簿に記載された取引金額を基に税額計算が行われてきました。今回の改正ではインボイス制度という、税金の金額を請求書や領収書などの証憑（しょうひょう）を基に計算する「適格請求書等保存方式」が導入されます。ただし、適格請求書等保存方式をいきなり導入するのではなく、まず、経過措置として「区分記載請求書等保存方式」が導入されます。

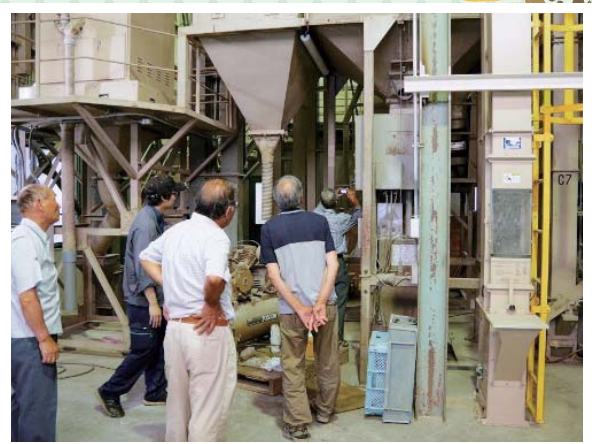
この方式においては、区分記載請求書などを保存しておかないと仕入税額控除を行うことができません。従って、農家の方がスーパーなど事業者から農産物を販売する場合、相手先から区分記載請求書等の交付を求められることとなります（区分記載請求書等は免税事業者であっても発行することができます）。

区分記載請求書等には、現行の請求書の記載事項（課税仕入れの相手方の氏名または名称、取引年月日、取引の内容、対価の額）に（1）軽減税率の対象品目である旨、および（2）税率の異なるごとに合計した対価の額（消費税込金額）を追加して記載する必要があります。「区分記載請求書等」のイメージは右図の通りです。

			〇年〇月〇日
請 求 書			
〇〇〇〇御中			
10月分 21,900円			
10/7	雑貨	3,300円	
10/8	食料品※	5,400円	
10/15	雑貨	13,200円	
合計		21,900円	
		(10%対象 16,500円)	
		(8%対象 5,400円)	
※印は軽減税率（8%）適用商品			
事業者〇〇〇〇			

8/20

三潞のハトムギを視察



JAみづまは豊後高田そば生産組合ハトムギ生産者のハトムギ視察を受け入れました。視察団はハトムギの面積及び収量拡大を図るため、圃場で生育状況や乾燥・調整施設の説明を真剣に受けていました。

8/20

親子で楽しく料理教室



JA女性部は本所2階給食調理室で毎年恒例の夏休み企画「親子料理教室」を開きました。4組の親子が参加し、「ビビンバ」「ハクサイの中華風スープ」「レタスののりサラダ」「もちもち白玉だんご」を作りました。

8/30

3団体合同研修会



JA青壮年部は三潞総合支所で久留米商工会青年部、三潞地域認定農業者協議会と合同で研修会を行いました。研修会ではJETRO日本貿易振興機構の鷲津清氏を招き農林水産物食糧輸出におけるJETRO活用法についての講習が行われました。

9/1

福岡でハトムギオリジナル商品をPR



営農経済部資材課は福岡市役所ふれあい広場で開催された「久留米フェスティバル in 天神」に参加し、ハトムギを使ったオリジナル商品を販売しました。

9/12

被害拡大を防ぐ



JA職員は本所で消防訓練を行いました。
訓練では実際の火災を想定して館内放送・消防署通報・消火・避難誘導の訓練を行い、その後消火器と屋内消火栓を使った消火訓練を行いました。



組合員資格のご確認と異動手続きのお願いについて

組合員の皆様の組合員資格、住所、氏名等に変更があった場合は変更手続きが必要です。変更がある場合は本所窓口にご相談の上、変更手続きをお願いします。手続きの際には運転免許証等の本人確認できる公的書類と印鑑をご持参下さい。

なお、組合員資格要件は以下のとおりです。

【正組合員資格】(①・②のいずれかに該当する方)

①農業を営む個人であって、住所又は耕作する土地が三潆町にある方。

②1年のうち60日以上農業に従事し、住所又は耕作する土地が三潆町にある方。

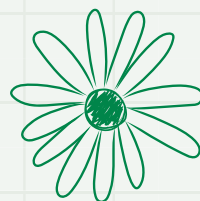
【准組合員資格】(①・②のいずれにも該当せず、③・④のいずれかに該当する方)

③三潆町に住所があり、JAの事業を利用している方。

④三潆町の事業所に勤務し、JAの事業を1年以上継続利用している方。

【お問い合わせ先】

総務部 管理課 TEL:0942-64-2211



福岡のブランド農産物の不正な生産・流通を防ぎましょう



水稻・元気つくし



いちご・博多あまおう



いちじく・とよみつひめ



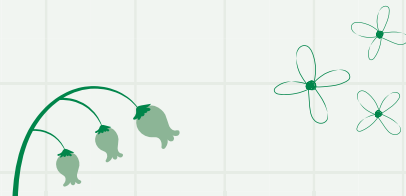
かき・秋玉

**これらは福岡県が育成した代表的な登録品種です。
ルールを守って、ブランド農産物の価値を守りましょう!**

- ・不正入手した種苗の無断栽培は、**種苗法違反**です。
- ・違反した場合、損害賠償を求められたり、刑事罰が科せられることがあります。
- ・正規種苗の販売先は記録されているため、不正に入手した種苗で生産・販売すると、不正はすぐに判明します。
- ・品種名を偽っても、DNA判定により明らかになります。
- ・増殖した種苗を無断で他人に譲る行為も、**種苗法違反**です。

【お問い合わせ先】

福岡県農林産物知的財産権センター TEL:092-924-2986



「我が家の宝」を募集中

今月号から「我が家の宝」を募集します。

町内に住んでいる方で、家族で大切な人やペットを募集します。

下記の必要事項をご記入の上、メール又は電話でのご連絡お待ちしております。

【必要事項】

・写真 ・集落 ・名前(ふりがな) ・年齢(生年月日) ・ご家族の名前(続柄)

【お問い合わせ先】

総務部管理課(担当 安部) TEL:0942-64-2211

【アドレス】

kouhou@ja-mizuma.or.jp



ご応募お待ちしております。

野外焼却による火災に注意！

久留米広域消防本部管内で、平成30年中に発生した火災の原因で最も多かったのは野外焼却であり、その多くは、風が強く乾燥した日に、野焼きやゴミの焼却を行い、火が消えたことを確認しないでその場を離れたことによるものでした。

～消防署からのお願い～



野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されています。
禁止の例外とされている焼却を行う場合は、火災にならないよう火の取扱いに十分注意してください。

【野外焼却禁止の例外】

- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(どんと焼き、さぎっちょ、キャンプファイヤー等)
- ・日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(落ち葉の焼却等)
- ・その他(農業、漁業等を営むためやむを得ない焼却)
※造園業者による剪定枝等の焼却は禁止されています



【例外として野外焼却を行う場合の注意点】

- ・飛び火、延焼拡大を防ぐために少しずつ焼却する
- ・消火の準備をする(水バケツ、消火器など)
- ・風の強い日や乾燥注意報等が出ているときは絶対に行わない
- ・火を消すまではその場を絶対に離れない



※例外的な焼却であっても、あくまで例外であることを認識していただき、火災の危険性や周辺住民への影響を考え、焼却時の風向や時間帯に考慮し、火災にならないよう十分に注意してください

【お問い合わせ先】久留米広域消防本部 三潴消防署 TEL:0942-62-2185



ストップ! 農作業事故

人間工学専門科●石川文武

コンバイン収穫作業の事故事例と対策

【事例1】コンバインでの刈り取り終了後、手刈り稲を扱胴(こぎどう)入り口から脱穀機に投入していた。作業衣の袖がフィードチェーンに引っ掛かり、前腕部が巻き込まれ、手掌(しゅしょう)部を複雑骨折した。袖口のボタンを留めていなかったので巻き込まれたようだ。

対策…最近のコンバインは全面刈り取りが可能になってきていますが、圃(ほ)場の形状や進入口部分では手刈りをし、最後に手こぎをすることがあります。手こぎは、まず、平たん地で行います。走行クラッチの中立を確認し、駐車ブレーキをかけ、刈り取りヘッダーを地面まで下ろします。手刈りした稲を脱穀部の投入口から供給します。稲は結束せずまたは結束ひもを外して投入します。その際に右手が供給部に近づき過ぎると袖口や軍手が巻き込まれる恐れがあります。供給口の近くには「緊急停止ボタン」がありますので、いざというときにはそのボタンを押して動力を遮断します。フィードチェーンのロックを外して、腕や手を引き出すことができます。シーズン前に停止操作を練習しておきましょう。また、作業者の背が低い場合には、無理な姿勢で供給せず、幅のある踏み台などを利用して高さを合わせましょう。いずれの場合も軍手は使わないことが原則です。

【事例2】倒伏稲を刈っていたところ、搬送部に稲が詰まった。動力を遮断して詰まりを取り除き、作業再開のため、若干後退発進したところ、後方でわら処理をしていた補助者にぶつかり転倒させてしまった。悲鳴が聞こえたのですぐ停止して、ひかずに済んだ。

対策…コンバインは大型になるほど死角が増え、特に後方は確認が困難になります。エンジン始動時や作業再開のときはブザーを鳴らし、一呼吸置いて補助者が安全な位置に移動したことを確認してからスタートさせましょう。バックモニターの設置も有効です。補助者は機械との距離を十分に開けて作業しましょう。



解放令の公布



【同和問題(部落差別)を知っていますか?】

★江戸時代の身分的制度

江戸時代には、身分的制度のもとで「えた」「ひにん」などと呼ばれた国民の一部の人たちが、社会的、経済的、文化的に低い地位に置かれ、差別を受けてきました。住む場所や職業、結婚、服装、時には食べるものさえも差別的な規制をされたのです。

公益財団法人人権教育啓発推進センター「同和問題と人権」より

農繁期休日営業について

JAは10月の農繁期に伴い、下記の施設で日曜日及び祝日営業を行います。
ぜひご利用ください。

	農機具・家電センター	西牟田給油所
10月13日(日)	8:30~17:00	8:30~17:00
10月14日(月・祝)	8:30~17:00	8:30~17:00
10月20日(日)	8:30~17:00	8:30~17:00
10月27日(日)	8:30~17:00	8:30~17:00

※日曜日及び祝日の配送については、休業とさせていただきます。

【お問い合わせ先】

農機具・家電センター TEL:0942-64-4275

西牟田給油所 TEL:0942-65-1255



イベント情報

JAみづまで10月に行うイベントをご紹介します。
ぜひお越しください。

<金融共済部>

●年金感謝デー開催

【日 時】令和元年10月15日(火)~18日(金)・21日(月)
午前8時30分~午後4時

【場 所】本所1階金融共済窓口

【賞 品】ご飯のお供セット

※年金振込をいただいている方で、期間中に年金振込貯金通帳をご持参のうえ来店頂いた方に
窓口にて「スピードくじ」を1枚進呈します。「当たり」が出たら賞品と交換します。

●無料年金相談会開催

【日 時】令和元年11月16日(土) 午前9時~午後4時

【場 所】本所1階金融共済窓口 ※電話受付の方を優先とさせていただきます。

【お問い合わせ先】金融共済部 TEL:0942-64-2212



<営農経済部資材課>

●出張朝市開催

【日 時】令和元年10月15日(火) 午前9時~11時

【場 所】本所玄関前

●第3土曜朝市開催

【日 時】令和元年10月19日(土) 午前8時30分~正午

【場 所】犬塚購買店

●除草剤期間限定特売開催

【日 時】令和元年10月25日(金)~11月9日(土)

平日:午前8時30分~午後6時 土曜日:午前8時30分~午後5時

【場 所】犬塚購買店

【お問い合わせ先】営農経済部資材課 TEL:0942-64-4373



10月は水稻の収穫時期になります。安全を第一に作業を行ってください。

また、収穫後は火災発生や近隣住民の迷惑になりますのですき込みを行いましょう。
(安部)



三潴町農業協同組合

〒830-0102 福岡県久留米市三潴町田川211
ホームページ: www.ja-mizuma.or.jp

お問い合わせ

(0942)

64-2211